

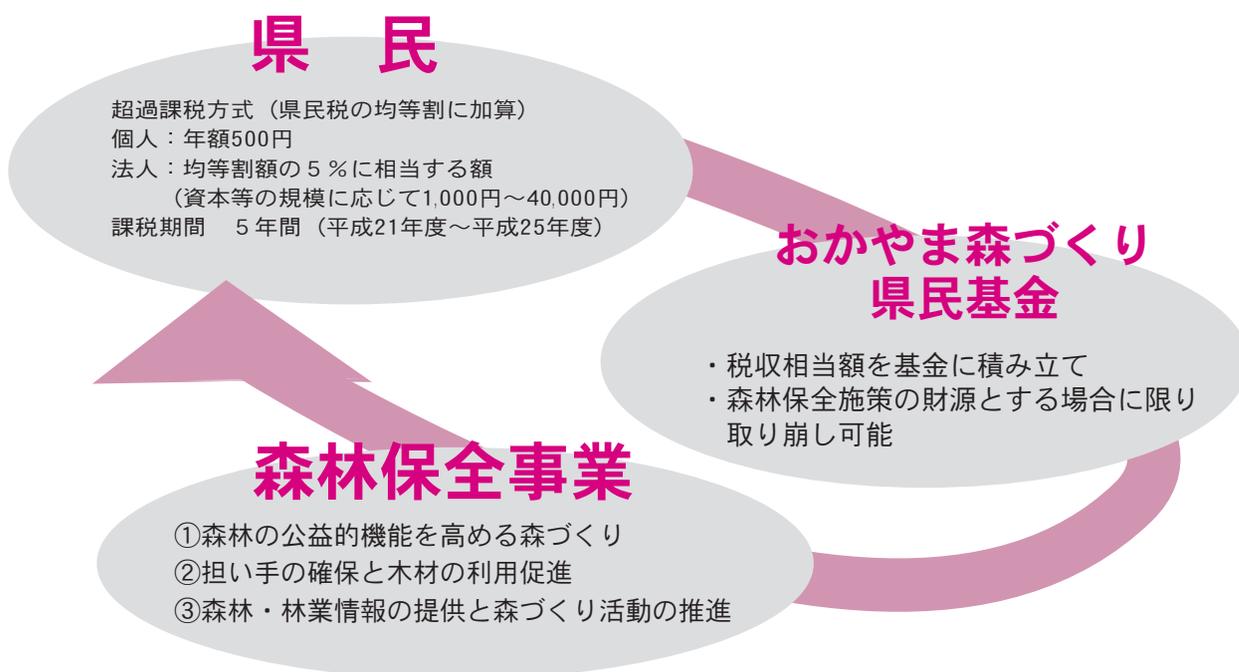
「おかやま森づくり県民税」の継続について

岡山県では、すべての県民が恩恵を受けている森林を保全するための財源として、平成16年度に「おかやま森づくり県民税」を導入し、5年間にわたり県民の皆様に薄く広くご負担をお願いしてまいりましたが、引き続き森林の保全に取り組む必要があるため、課税期間を平成21年度から5年間延長いたしました。

税率はこれまでと同様に、個人は年額500円、法人は均等割額の5%に相当する額を県民税に上乘せするかたちでご負担をお願いします。

税収は、①森林の持つ公益的機能を高める森づくり、②担い手の確保と木材の利用促進、③森林・林業情報の提供と森づくり活動の推進を柱とした森林保全施策に限定して活用するとともに、事業の成果を県民の皆様に分かりやすくお知らせしてまいります。

つきましては、森林保全の必要性を改めて認識いただくとともに、私たちの生活にとってかけがえない森林をより良い姿で次の世代に引き継いでいくため、今後とも「おかやま森づくり県民税」にご理解とご協力をお願いいたします。



～「おかやま森づくり県民税」の流れ～

家電リサイクル対象機器追加のお知らせ

平成21年4月から、今までの家電4品目、ブラウン管テレビ、洗濯機、冷蔵庫・冷凍庫、エアコンに加え、「液晶テレビ、プラズマテレビ」「衣類乾燥機」が新たにリサイクル対象家電となりました。

出し方は、従来どおり郵便局にて、家電リサイクル券の購入をしていただくようになります。メーカー等により金額が異なりますので、ご注意ください。詳しくは、役場産業建設課もしくは下記サイトにて、ご確認ください。

<http://www.rkc.aeha.or.jp/>

